

## お知らせ板

発行 朝日町役場 〒990-1442 山形県西村山郡朝日町大字宮宿 1115 編集 政策推進課  
 朝日町ホームページ <http://www.town.asahi.yamagata.jp> TEL 67-2112  
 朝日町携帯サイト <http://www.town.asahi.yamagata.jp> FAX 67-2117

## 平成30年度（平成30年分）申告相談日程表と配車の申込みについて

申告相談は、今年度より**すべて開発センターホール**で行います。地区指定日に都合のつかない方は、予備日においでください（例年予備日は大変混雑します。できるだけ地区指定日においでください）。

## ▶日程表

月日	曜日	地区名	月日	曜日	地区名	月日	曜日	地区名
2月6日	水	宇津野 松原	2月20日	水	松程	3月5日	火	古槇 送橋 下芦 沢本
7日	木	本町 杉山	22日	金	夏草 長沼 大谷一 舟渡			
8日	金	西町 西原	25日	月	大谷四 大谷五	6日	水	小原 平大 隅大 船木
12日	火	栄町 大町	26日	火	大谷二 大谷七 真中	7日	木	宿沼 向川 通
13日	水	助ノ巻 新宿	27日	水	栗木沢 大暮山	11日	月	八ツ沼 大沼
14日	木	前田沢 緑町	28日	木	大谷三 大谷六 中沢	予備日 (全地区対象)	3月10日(日) 12日(火) 13日(水) 14日(木)	
15日	金	元町 雪谷 石須部 立木 倉	3月1日	金	西船渡 能中 高田		▶受付時間 ・午前9時～11時 ・午後1時～3時	
18日	月	太郎一 太郎二 太郎三	4日	月	四ノ沢 大滝 今平			
19日	火	常盤						

※番号札を取り、控室（開発センター集会室）でお待ちください。番号札順に受付いたします。

## ○申告相談会場への移動（配車申込み）について

申告相談の会場が開発センター1カ所となるため、**西部地区・北部地区にお住まいで交通手段がない方のために、地区指定日に各地区から開発センターまで配車を行います。**

地区の回覧板で申込みを受付けますので、回覧板に記載された詳細をご確認いただき、必要事項を記入のうえお申込みください。

なお、申込み人数に合わせて配車を行うため、**事前申込みのない方はご乗車できません。**申込み締切後に希望があった場合や、申込みの取消がある場合は、申告相談日の1週間前までに下記までご連絡ください。

▶問合せ先 税務町民課 町民税収納係 ☎67-2107

## Asahi 自然観スノーパーク 12月22日(土) オープン!

- ・当日は「スキーこどもの日」：小学生リフト無料!
- ・「レディース DAY」：女性は1日券が500円!
- ・当日リフト券ご購入(1回券を除く)の方、先着100名様にオリジナルグッズをプレゼント。
- ※「平成30年度朝日町の主な予定表」では、オープン日が12月16日(土)になっておりましたが、

22日(土)オープンとなります。積雪の状況によってオープンできない場合がございます。



▶問合せ先  
Asahi 自然観 ☎83-7111

## 中央公民館親子講座「ふわふわ毛糸で作るお花のアクセサリーづくり」

カラフルな毛糸をくるくる巻いて、かわいいお花のヘアアクセサリーやブローチなどを作ります。親子でぜひご参加ください。

- ▶日時  
12月14日(金) 午後7時~午後8時30分
- ▶場所  
創遊館2階 ワークルーム2
- ▶参加料  
親子1組 1,000円(材料費)

- ▶定員  
親子10組(小学生以上のお子さまと一緒にどうぞ)
- ▶申込方法  
材料費を添えて12月7日(金)まで、創遊館にお申込みください。

▶問合せ先  
朝日町中央公民館(創遊館内)  
☎67-2118

## 家屋の新增築、取壊し、名義変更はありませんか?

固定資産税は毎年1月1日現在で、所有している土地・家屋・償却資産に課税されます。

家屋について、下記事項の異動がある場合は、速やかに税務町民課へご連絡をお願いします。

- ① 家屋を新增築した場合
- ② 家屋の全部または一部を取壊した場合(「家屋解体(滅失)届」を提出してください)
- ③ 未登記の家屋を売買、贈与等により、所有権を変

更した場合(「家屋所有権移転届」を提出してください)

※各届書は役場窓口にあります。町ホームページでもダウンロードできます。詳しくは下記までお問い合わせください。

▶問合せ先  
税務町民課 固定資産税係  
☎67-2107

## 外出時の「おいしい食べきり」全国共同キャンペーン

町では、大量の食品ロスを減らすために、宴会における最初の30分と最後の10分はみんなで食べる時間を設ける「30・10運動」を推進しています。

### ○宴会五箇条

- ① まずは適量注文!
- ② 幹事さんから「おいしく食べきろう」の声かけ
- ③ 最初の30分・最後の10分は、席を立たずにしっかりおいしく食べる時間を設けましょう

- ④ 食べきれない料理は仲間で分け合いましょう
- ⑤ それでも食べきれなかった料理は、お店の方に確認して持ち帰りましょう

▶問合せ先  
税務町民課 町民係  
☎67-2119

